

件 名 田川市情報公開・個人情報保護審議会	場 所 田川市役所 4階 庁議室
日 時	令和5年3月9日(木) 15:00～16:10
参 加 者	(委 員) 森脇委員 吉野委員 阿納委員 佐藤委員 鶴田委員 (事務局) 福田課長 森山課長補佐 松島主任 片岡主事
次 第	1 議題 (1) 審査請求に係る事件の審査について (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の概要について (3) 年度別運用状況について (4) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について (5) 情報開示請求状況及び自己情報開示請求状況について (6) 個人情報取扱事務届出の報告について (7) 田川市個人情報保護法施行条例の制定について 2 その他
<p>1 議題</p> <p>(1) 審査請求に係る事件の審査について(資料1) 非公開</p> <p>(2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の概要について(資料2) 事務局から報告</p> <p>(3) 年度別運用状況について(資料3)</p> <p>(4) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について(資料4) 事務局から報告</p> <p>(会 長) 資料3が全体の平成15年からの運用状況ということだが、去年は前年までと比較して数が増えており、約三倍近くになっている。主には情報公開の方であり、個人情報の方はそこまで大きな変動はないが。今回、審査請求を受けての諮問、答申を行った環境政策課に関するものを除いてもかなり多くの請求があるように見受けられるが、何か理由があるか。</p> <p>(事務局) 調査目的という形で情報開示請求を利用されたり、市議会議員による請求も多かった。市全体としては急激に増えているが、同じ方からの多くの件数の請求があり、そういう状況もあり件数が伸びたと思われる。</p> <p>(会 長) 令和4年度は、まだ年度が終わっていないということか。</p> <p>(事務局) 今日現在で57件である。昨年よりは少し少ないペースで推移している。</p> <p>(委員1) 令和4年度も3年度もごみの関係が多かった。議会だよりも書かれていたが、市民が置去りにされて、議員と市の役職員による争いのような形で意見が書かれていたが、状況がよく分からないままで、今回、初めて知ったことが多い。ごみ収集業務は利害があるためか、今でも議会で一般質問等がされている。一般市民にはよく分からない。議員は詳しいから争いになるのか。実施されているのにいまだにそれを言うということを実際やっている。議員の中でも分かれてしまっているという、田川市の今の有り様というか、今回、選挙があるが、皆で一生懸命頑張って一つにまとまろうという機運が感じられない。それとは話が別になるだろうが、一つのことでもこんなになるものかと思う。一般の会社であれば隠す必要がないところまで隠しているような</p>	

ものも黒塗りにするのでそのような形になっているのか、よく分からない。どうして、ここまで件数が2年も3年も伸びてきているのか不思議である。数の多さというよりもいまだにそれをやっているのかということが不思議である。他にもっと違うことに心を砕いてもらいたい。一市民の意見である。

(会 長) 重要な指摘があった。今回答申を行った案件についても、審議会としては大部分はなぜここが黒塗りになったのか分からないという判断をこの答申の中でさせていただいたところだが、では、どこまでであれば開示できるかというところについて、結果的にみると、審議会としてはここを黒塗りにするのは説明が通らないのではないかという部分がかかなりあったと思う。そのようなところがこの文書の中で塗られている部分で、実質的には議会で示されて、そこが何だったのかということが実態としては既に明らかになっているというところが大半だが、こういうところまで黒塗りにされているとなると、実際には文書に表れていない部分でどのようなことがされているか分からないというところが不信感につながるということであるようにも思える。情報公開という仕組みの中では文書の開示という形で透明性、説明責任を果たすということを行っているわけで、その中で、もちろん全てのことが文書に記載されているということではないが、少なくとも文書に記載されているものについては原則は開示であり、どうしても開示できない部分についてのみ非開示にするという原理原則、ここについて実施機関でも、行政に対する信頼を確保するという観点から、今後も請求に対して対応していただきたい。

自己情報の開示請求については、件数はそこまで多くないが、一定数の請求がある。6件ということで、こちらは自己情報の開示請求ということで、請求対象があらかじめある程度絞られているため、このような形になると考えられる。こちらについては特に審査請求はなかったということで、ちなみに令和4年度の開示請求件数は、現状で何件あるか。

(事務局) 9件である。

- (5) 情報開示請求状況及び自己情報開示請求状況について (資料5及び資料6)
非公開
- (6) 個人情報取扱事務届出の報告について
事務局から報告
- (7) 田川市個人情報保護法施行条例の制定について (資料8及び資料9)
事務局から報告

(会 長) かなり大規模な仕組みの変更であり、これまでは、地方公共団体は条例の規定に基づき個人情報保護をしていたが、この4月からは国の個人情報保護法に基づいて、個人情報保護を行うことになるということで、必要な条例の改正等を行うということになる。これに伴い、この審議会の役割も変わってくることになる。この審議会の主な役割として、今日、諮問、答申ということで、答申案を出した審査請求、情報公開や個人情報に関するものであるが、今回は個人情報に関するものが改正対象であるので、自己情報開示に対して、例えば不開示の決定があったときに審査請求があり、これに対して諮問を受けて答申するという役割となっており、これは今後も続くところであるが、個人情報については、例えば、市の実施機関が個人情報についての目的外使用をするというような場合に審議会の意見を聞いて公益上の必要があるというような場合に目的外使用を認めるといった役割もあるところであるが、今後、4月以降は、こういう役割を審議会に認めることは許されないというのが個人情報保護委員会の解釈である。そのような規定は、この施行条例の中には入っていないということになる。そういう意味でい

うと、個別案件についてこの審議会で扱うということは、今後は実質的には無くなるということになる。公益上の必要性等々があるかどうかということについては、個人情報保護委員会が一元的に判断するというようになっており、全国の地方自治体の目的外利用、通常の目的と違う利用について、本当に個人情報保護委員会で全部やれるのかということもあるが、そのような制度となっている以上は、それに対応するしかないというのが実際のところである。

基本的には可能な限り、これまでの運用というものが継続できるようにするというところで、開示請求の期間についても法律よりも短く設定し、早めに回答を返せるようにするということ、そして、費用負担についても現行の無料となっていることについては、これも継続するということ。運用状況についても引続き報告を行うということを施行条例で規定している。審議会条例については新旧対照表という形で見ていただき、特に議会からの諮問も受けるということについて、新しく所掌事務のところに書いており、ここは新しいところである。

2 その他

なし

特記事項	特になし
------	------